

教員からのメッセージ



本課程は、異なる専門的知見や経験を持つ学生が
出会い、学べる場です

佐藤 信行 教授

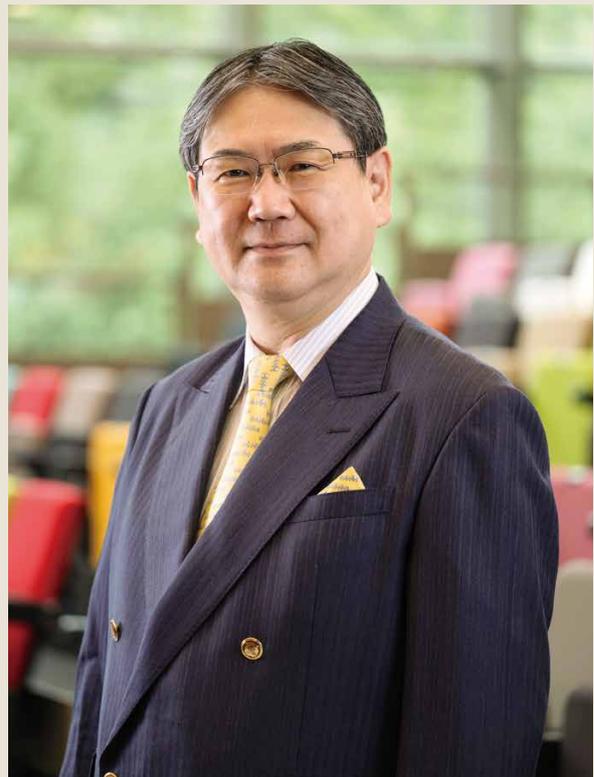
法の学びは、他の領域とりわけ自然科学の学びとは、大きく異なる特徴をもっています。それは、「学びの対象である法そのものが、法を学ぼうとする人が存在しないと成立しない」という特徴です。

そもそも、法は、人間関係(=社会)を規律するルールです。そこで重要なのは、法が適用される人間関係・社会のあり方と無関係に法を定めたとする、そのような法は無視、敵視、抵抗の対象となり、結果として実効性を失ってしまうということです。21世紀の今日、江戸時代の法システムが不合理であるのは、まさにこれが理由です。これを別の形で言えば、法というものは、人々の規範意識に支えられており、また、支えられていなければならないということになります。

ところで、現代社会は、極めて複雑で多様性に満ちています。人々がもつべき規範意識も、人の本性に由来する素朴な正義感を出発点としつつも、もはや、そこに留まるものではありません。この意味で、現代の法というものは、法と社会を学ぼうとする人々の規範意識に支えられているのであって、こうした人々が存在しなければ、形は法であっても、実効性が伴わない散文が残るのみなのです。

このようにしてみると、法を学ぶのに、早すぎることはあっても遅すぎることはありません。ビジネスであれ、家庭生活であれ、コミュニティ活動であれ、社会(=人間関係)についての経験知が多ければ多いほど、多様性を備えた規範意識を身につけつつ、法を学ぶことができるからです。

中央大学通信教育部での学びの特徴の一つは、まさに多様な人々との出会いの中で、法を体系的に学ぶことができることです。私は、当部の正規科目としての「演習(ゼミ)」開設のお手伝いをし、その後20年ほど憲法(とりわけ情報法領域)での担当を続けましたが、ゼミ員には、私が持ちえない専門的知見や経験を備えた人が多くおられました。そし



て、ここで重要なのが、参加者全員が異なる専門的知見や経験をもつと同時に、法学の体系的的方法論を共有しているということです。それぞれの専門性を背景としつつ、法という共通の規範に問題を収斂させて人間関係・社会を規律することを目指すのは、大学とりわけ通信教育課程における法の学びの最大の特長なのです。

私は、2020年に新設された教育力研究開発機構の責任者を務めています。高等教育の手法、技術、そして法を研究し、中央大学の教育力を向上させることが私の新しいミッションですが、多様な専門性を有する多くの新しい仲間とのチャレンジが始まったところです。学生の皆さんが満足し、誇りを持つことのできる、中央大学の学びのさらなる発展のために努力したいと思います。是非あなたも、この学びの輪に加わってください。